

資源管理協議会による資源管理協定（大臣認定）の取組の効果検証の基準について

資源管理協議会

制定 令和 7 年 6 月 4 日

1. 基本方針

- ① 「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 10 月 30 日付水産庁長官通知、令和 5 年 12 月 28 日最終改正）」の中で、（別記第 5（特定水産資源の場合））及び（別記第 6（特定水産資源以外の水産資源の場合））として位置づけられる「資源管理協定の例」において、第 1 条は、「本協定は、…本協定に参加している者により、当該＜（特定）水産資源＞に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって＜（特定）水産資源＞の保存及び管理を図るものである。」とされ、第 4 条は、協定における資源管理の目標は資源管理基本方針別紙 2 又は別紙 3 に定める目標とするとされている。大臣の認定した協定（以下、単に「協定」という。）においては、当該例を参考に、同様の目的規定の規定及び資源ごとの目標設定がされている。

このことを踏まえ、協定の対象とする資源ごとに、当該協定の取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるか、という観点から、資源管理協議会（以下、「協議会」という。）としての取組の効果の検証を行うこととする。複数資源を対象とした協定の場合には、資源ごとの判定を踏まえて、協定全体としての判定を行うこととする。なお、特定水産資源については、I Q 管理区分以外の管理区分における特定水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質等に鑑み、資源評価によって算定された MS Y を実現する資源水準の値等を資源管理の目標として定めること、また、協定の認定の基準の一つとして「当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること」が掲げられ（漁業法第 125 条第 1 項）、資源管理の目標の下で資源管理基本方針に基づき算出された大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うことを取組内容とするものであることを踏まえ、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、取組の効果の検証を行うこととする。資源管理基本方針・本則第 2 の 2（5）に掲げるステップアップ管理対象資源については、その制度の趣旨及び当該協定に記載されている取組の内容を踏まえ、大臣管理漁獲可能量に相当する数量を超えないよう漁獲量の

管理が行われているかどうかの観点から、取組の効果の検証を行うこととする。

- ② 協定に規定される具体的な取組内容の履行状況は、当該協定の資源管理目標の達成と直接的には関係しない（例えば、具体的な取組内容が厳しすぎる場合には、完全に履行がされなくても、資源管理目標が達成されることがある。）ことから、効果の検証に際しての参考情報として取り扱う。ただし、履行していない者がいる場合には、協議会として、協定参加者に対して、取組が正しく履行されるように必要となる改善等を求め、検証結果と共にその旨を公表することとする。

2. 個別方針

上記基本方針①のとおり、協定の取組の効果の検証は、協定において対象とする資源ごとに行うことになる。協定の種類は、資源に着目して分類すると、次の5つに分けられることから、取組の効果検証の個別方針は、以下①～⑤に分けて定めることとする。

- ①単一の特定水産資源を対象とする協定
- ②複数の特定水産資源を対象とする協定（注：特定水産資源以外の水産資源も対象とする協定の検証の基準については、⑤に定める。）
- ③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定
- ④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定（注：特定水産資源も対象とする協定の検証の基準については、⑤に定める。）
- ⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

① 単一の特定水産資源を対象とする協定

ア 当該協定が対象とする資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていると協議会が認める場合は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 当該協定が対象とする資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていないと協議会が認める場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良の方向性等を記載する。

ウ 当該協定が対象とする資源について、取組の開始前においては予測することのできなかった外部要因により、取組の効果が判定できないと協議会が認める場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、具体的な外部要因の内容を記載する。

【備考】漁獲可能量による管理以外の手法による取組も定めている協定にあつて

は、必要な場合には、参考情報として、「検証内容」の項目で当該取組の評価を記載することとする。

② 複数の特定水産資源を対象とする協定（注：特定水産資源以外の水産資源も対象とする協定の検証の基準については、⑤に定める。）

ア 当該協定が対象とする全ての資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと協議会が認める場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

ウ 当該協定が対象とする全ての資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

エ 当該協定が対象とする全ての資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、具体的な外部要因の内容を記載する。

【備考】漁獲可能量による管理以外の手法による取組も定めている協定にあっては、必要な場合には、参考情報として、「検証内容」の項目で当該取組の評価を記載することとする。

③ 単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

ア 当該協定が対象とする資源について、資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等、資源管理の目標の達成が見込めると協議会が認める場合であって、イに該当しない場合は、「**取組の効果が**あり継続する****」と判定する。

イ 当該協定が対象とする資源について、資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等、資源管理の目標の達成が見込めるが、取組内容について取組実績との間に著しい乖離がある場合や、資源管理方針で定められた資源管理の目標又は資源管理方針で定めるもの以外に追加的に定めた目標が容易に達成するものである場合など、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましいと協議会が認める場合は、「**取組の効果が**あったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい****」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。

ウ ア、イ又はエのいずれにも該当しないと協議会が認める場合は、「**取組の**効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である****」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。

エ 当該協定が対象とする資源について、取組の開始前においては予測することのできなかった外部要因により、取組の効果が判定できないと協議会が認める場合は、「**想定外の外部要因により**効果は判定できない****」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、具体的な外部要因の内容を記載する。

④ 複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定（注：特定水産資源も対象とする協定の検証の基準については、⑤に定める。）

ア 当該協定が対象とする全ての資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果が**あり継続する****」と判定する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

イ 当該協定が対象とする全ての資源（想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源は除く。）について、「取組の効果が**あり継続する**」又は「取組の効果が**あったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」のいずれかに判定される場合であって、アに該当しない場合は、協定全体として「**取**

組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと協議会が認める場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

エ 当該協定が対象とする全ての資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

オ 当該協定が対象とする全ての資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、具体的な外部要因の内容を記載する。

⑤ 特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

ア 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すると協議会が認める場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

(ア) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用（資源が1つの場合は①の基準を、複数の場合は②の基準を準用。以下同じ。）

して「取組の効果があり継続する」と判定される場合であつて、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用

(資源が1つの場合は③の基準を、複数の場合は④の基準を準用。以下同じ。)

して「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

(イ) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

(ウ) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

イ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すると協議会が認める場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

(ア) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「**取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定される場合。

(イ) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「**取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定される場合。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと協議会が認める場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

エ 以下の(ア) から (ウ) までのいずれかに該当すると協議会が認める場合は、

協定全体として「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理目標の変更が必要である」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、改良又は変更の方向性等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源がある場合は、「検証内容」の項目において、当該資源及びその具体的な外部要因の内容を記載する。

(ア) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理目標の変更が必要である」と判定される場合。

(イ) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理目標の変更が必要である」と判定される場合。

(ウ) 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

オ 当該協定が対象とする特定水産資源について、①又は②の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、当該協定が対象とする特定水産資源以外の水産資源について、③又は④の基準を準用して「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。当該判定とした場合、「検証内容」の項目において、具体的な外部要因の内容を記載する。

(以上)